

【議案第 9 号】

斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号）が令和 7 年 4 月 1 日から施行され、栄養士法（昭和 2 2 年法律第 2 4 5 号）の一部が改正されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）食事の提供の特例に係る要件の改正（第 1 6 条の改正規定）

栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることから、家庭的保育事業所における食事の提供の特例に係る要件として、栄養士による必要な配慮を求めている部分について、「管理栄養士」を追加します。

2. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。